

公益社団法人全国公営住宅火災共済機構住宅災害見舞金交付規程

(趣旨)

第1条 公益社団法人全国公営住宅火災共済機構に共済委託した住宅（公営住宅にあつては公営住宅法第2条第9号に規定する共同施設を含み、それ以外の住宅にあつては同法の共同施設に相当する施設を含む。以下同じ。）が火災以外の災害（地震による火災その他住宅火災共済事業の対象とならない火災を含む。）により損害を受けた場合において、本規程により見舞金を交付する。

(対象災害)

第2条 見舞金の対象となる災害は、次の各号に掲げる災害により生じた損害とする。ただし、消火活動に伴う損害を含み、業務方法基本規程第31条に規定する損害を含まない。

- 一 風水雪害
- 二 土砂崩れ、土石流及び地滑り
- 三 地震若しくは噴火及びこれらに伴う火災並びに津波
- 四 車両（その積載物を含む。）の衝突及び接触
- 五 航空機の墜落及び接触並びに航空機からの物体の落下並びにこれらに伴う火災
- 六 原因者が断定できない不法行為
- 七 その他前各号に掲げる災害に類する災害

(見舞金の額)

第3条 見舞金の額は、1災害ごとに、かつ、個別の会員ごとに、その住宅の損害額（通常の維持管理を行わなかったことによる損害額を除く。）を合算した被害概算額（その額が1万円未満の場合を除く。以下「被害概算額」という。）の区分に応じ、それぞれ別表に定める見舞金額に、次の各号に定める付保率（当該災害により損害を受けた住宅に係る共済委託契約額の合計を再調達価額の合計で除した数値）に応じて定められた係数を乗じて得られた額を見舞金として交付するものとする。

- 一 付保率が0.65以上 1
- 二 付保率が0.65未満 当該付保率

この場合において、付保率を乗じた後の見舞金の額が1万円を超え、かつ、1万円未満の端数部分があるときは当該端数部分は切り捨て、付保率を乗じた後の見舞金の額が1万円に満たないときは、1万円に切り上げる。

2 前項の規定にかかわらず、1災害に係る被災会員全体の見舞金の総額が2億円を超えるときは、2億円の範囲内で各見舞金の額に応じ按分した額を見舞金の額とする。

この場合において、按分した後の見舞金の額が1万円を超え、かつ、1万円未満の端数部分があるときは当該端数部分は切り捨て、按分した後の見舞金の額が1万円に満たないときは、1万円に切り上げる。

3 理事会は、1災害による被害が甚大で多数の会員の救済のためやむを得ない事情があると判断した時は、その議決により、前項前段の規定を適用しないことができる。

この場合においては、見舞金の総額を定めないこと又は2億円を超える別の総額を定めることのいずれによるかを議決しなければならない。

4 第1項の場合における付保率は小数点第5位以下切捨てとする。

(被災報告)

第4条 会員は、共済委託した住宅が第2条の災害により被災した場合は、できるかぎり早く、その名称、所在地、被災日時、原因災害、被害概算額その他必要な事項を別に理事長が定める公益社団法人全国公営住宅火災共済機構住宅火災共済事業実施規程等施行細則(以下「施行細則」という。)で定める被災報告書により、機構に報告するものとする。

(交付申請)

第5条 見舞金の交付を受けようとする会員は、施行細則で定める住宅災害見舞金交付申請書に次の各号に掲げる書類を添付して機構に提出するものとする。

- 一 施行細則で定める住宅災害状況調書
- 二 被害概算額見積書(修復経費見積書等)
- 三 住宅の状況を示す図面
- 四 被災状況を示す写真

(電子情報処理組織による手続き)

第5条の2 会員は、この規程に基づく被災報告及び交付申請については、電子情報処理組織を使用して行うことができる。機構に対して電子情報処理組織による被災報告及び交付申請があったときは、この規程に基づく被災報告及び交付申請があったものとみなす。

(申請期限等)

第6条 会員は、共済委託した住宅が被災した場合は、3年以内に見舞金の交付申請をしなければならない。

(申請期限経過後の交付申請)

第7条 第4条に定める被災報告を行った住宅について、修復工事の延引等やむを得ない事情により第6条に定める申請期限内に交付の申請に至らないと見込まれるときは、会員は申請期限の前日までに施行細則に定める住宅災害見舞金交付申請遅延報告書に、その理由を記して報告するものとする。

2 前項により報告された遅延の理由がやむを得ないと認められる場合には、会員は3年経過後も見舞金の申請をすることができるものとする。

(委任)

第8条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

1 この規程は、平成12年5月11日から施行し、平成12年4月1日以降に発生した災害から適用する。

- 2 平成12年3月31日以前に発生した住宅災害の取扱については、なお従前の例による。
- 3 この規程の運用については、実状を勘案して必要があれば平成13年度以降適期に見直すものとする。
- 4 昭和45年6月1日住宅災害見舞金実施要綱は、廃止する。

附 則

この規程は、平成14年5月24日から施行し、平成14年4月1日以降に発生した災害から適用する。

附 則

この規程は、平成14年7月8日から施行し、平成14年4月1日以降に発生した災害から適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成17年7月1日から施行し、平成17年4月1日以降に交付申請書が提出された見舞金の交付について適用する。
- 2 平成16年9月の台風18号災害による損害について、会員から平成17年4月1日以降に第5条の規定に基づく見舞金の交付申請があった場合で、その交付申請が遅延したことについてやむを得ない事情があると認められるときは、第3条第5項の規定に基づき按分した額の見舞金の交付を受けた被災地方公共団体の例により、当該会員に対して見舞金を交付することができる。この場合においては、同項に規定する1災害に係る見舞金の総額に関する制限は適用しない。

附 則

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 第1条及び第2条による改正後の規定は、平成18年4月1日以降に共済期間が開始される住宅火災共済事業及び当該事業と併せて実施する助成事業について適用する。
- 3 第3条による改正後の規定は、平成18年4月1日以降に発生した災害から適用する。
(この住宅災害見舞金交付規程は、平成18年4月1日から施行し、平成18年4月1日以降に発生した災害から適用する。)

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行し、同日以降に発生した災害から適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行し、同日以降に発生した災害から適用する。
- 2 削除
- 3 会員が災害により生じた住宅の修復経費として公営住宅法（昭和26年法律第193号）第8条第3項の規定に基づき国の補助金の交付を受けた場合で、当該補助金の額と第3条の規定に基づき交付を受けた見舞金の額との合計額が住宅の修復経費を超えるとき、会員は、当該超える額を返還して清算するものとする。国の補助金の交付前又は見舞金の交付前で修復経費を超えると見込まれる場合においても、前段の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行し、同日以降に発生した災害から適用する。
- 2 削除
- 3 第3条の規定により算出した見舞金の額が住宅の修復経費を超える場合は、当該修復経費（1万円 未満の端数部分は切捨て）を限度とする。
- 4 会員が災害により生じた住宅の修復経費として公営住宅法第8条の規定に基づき国の補助金の交付を受けた場合で、当該補助金の額と第3条の規定に基づき交付を受けた見舞金の額の合計額が住宅の修復経費を超えると、会員は、当該超える額を返還して清算するものとする。国の補助金の交付前又は見舞金の交付前で修復経費を超えると見込まれる場合においても、前段の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 平成23年3月11日に発生した東日本大震災の災害に係る見舞金の額については、第3条第2項に規定する1災害に係る見舞金の総額に対する制限は適用しない。

附 則

- 1 この規程は、平成24年11月29日から施行し、平成25年4月1日以降に発生した災害から適用する。
- 2 東日本大震災に係る見舞金は、会員が平成33年3月31日までに第7条の報告の例にならない報告を行った場合には、その後も交付申請をすることができるものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行し、同日以降開始する火災共済委託契約から適用する。ただし、改正後の第3条、平成20年4月1日改正附則、平成21年4月1日改正附則は、平成30年10月1日以後に締結された火災共済委託契約について適用する。
- 2 第3条第1項の当該災害により損害を受けた住宅に係る共済委託契約に、平成30年10月1日前に契約したものと同日以後に契約したものがともに存する場合には、第3条第1項に定める見舞金の算定に際して乗ずる係数は、その付保率にかかわらず、1とする。
- 3 平成30年10月1日前に契約したものと同日以後に契約したものの付保率が、ともに0.2未満の場合は、第3条第1項及び附則第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表：見舞金の算定方法

区分	被害概算額		見舞金額
	万円以上	万円未満	万円
01	1 ~	40	被害概算額(注)
02	40 ~	60	40
03	60 ~	90	50
04	90 ~	130	70
05	130 ~	180	95
06	180 ~	240	125
07	240 ~	310	160
08	310 ~	390	170
09	390 ~	480	200
10	480 ~	580	240
11	580 ~	690	280
12	690 ~	810	320
13	810 ~	950	360
14	950 ~	1,110	420
15	1,110 ~	1,290	480
16	1,290 ~	1,500	550
17	1,500 ~	1,740	630
18	1,740 ~	2,010	710
19	2,010 ~	2,310	800
20	2,310 ~	2,640	900
21	2,640 ~	3,000	1,000
22	3,000 ~	5,000	1,200
23	5,000 ~	7,500	1,500
24	7,500 ~	10,000	1,800
25	10,000 ~		2,000

(注) 第01区分で被害概算額に1万円未満の端数部分がある場合当該端数部分は切り捨てる。